

### 3 3 1 複合地区第6 4 回年次大会議事規則

1. 3 3 1 複合地区第6 4 回年次大会は、大会に参加した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。その他の会員および同伴者は、大会に参加することができるが、発言したり投票したりすることはできない。
2. クラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長（以下議長という）にはガバナー協議会議長、大会幹事にはガバナー協議会副議長または幹事、大会副議長にはこのほかのガバナー協議会構成員が当たる。議長に事故あるときは大会幹事がこれに当たり、大会幹事が欠けたときはあらかじめ定めた順位に従って大会副議長がこれに当たる
4. 議長は下記の委員会を設け、代議員のうちからその委員長および副委員長（さらに、必要な場合は顧問）を任命する。
  - (1) 資格審査委員会
  - (2) 議事運営委員会
  - (3) 国際理事候補者推薦委員会
  - (4) 決議委員会
5. 代議員の委員会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会の委員長はその議事を主導し、審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて、出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。ただし、複合地区会則改正には3分の2以上の賛成投票を要する。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
8. 議案は、あらかじめ文書をもって各地区ガバナーを経由してガバナー協議会に提出する。ガバナー協議会はこれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席したすべての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 議案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。